

議第百五十六号

公立大学法人岐阜県立看護大学第二期中期目標の制定について

地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二十五条第一項の規定により、公立大学法人岐阜県立看護大学第三期中期目標を別添のとおり定めるものとする。

令和三年十一月二十九日提出

岐阜県知事 古田肇

公立大学法人岐阜県立看護大学
第 3 期 中 期 目 標

(令和 4 年度～令和 9 年度)

令和 3 年 12 月
岐 阜 県

目次

前文	1
第1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織	1
1 中期目標の期間	1
2 教育研究上の基本組織	1
第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標	1
1 教育に関する目標	1
(1) 人材の育成	1
(2) 学生の確保	2
(3) 学生の支援	2
(4) 卒業後・修了後の支援	2
2 研究に関する目標	2
(1) 研究の方向性	2
(2) 研究の水準の向上と成果の公表	2
(3) 研究倫理の遵守	2
3 地域貢献に関する目標	2
(1) 県内の看護サービスの質の向上に寄与する人材の供給	2
(2) 県内看護生涯学習支援の推進	3
(3) 県内看護サービスに関するニーズへの対応	3
(4) 県の看護政策への寄与	3
4 教育研究組織と実施体制に関する目標	3
(1) 適正な教育研究組織及び教員配置	3
(2) 教員の資質向上	3
(3) 国際的な学術交流の推進	3
(4) 外部諸機関との連携	3
第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標	3
1 業務運営体制の改善に関する目標	4
(1) 業務運営体制の確立	4
(2) 外部意見の反映	4
(3) 業務運営の適正化	4
2 人事の適正化に関する目標	4
(1) 人材の確保	4
(2) 人材の育成	4
3 事務の実施体制の充実及び効率化に関する目標	4
(1) 実施体制の充実・強化	4
(2) 事務の効率化	4
第4 財務内容の改善に関する目標	4
1 財政基盤強化に関する目標	4
(1) 長期財政計画に基づく経営	4
(2) 自己収入の確保	5
2 経費の抑制に関する目標	5
3 資産の運用管理の改善に関する目標	5
第5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況についての自己点検・評価並びに当該状況 に係る情報の提供に関する目標	5
1 自己点検・評価に関する目標	5
2 情報公開と広報に関する目標	5
第6 その他業務運営に関する重要目標	5
1 施設・設備の整備、活用等に関する目標	5
2 危機管理に関する目標	5
(1) 健康管理と安全・衛生対策	5
(2) 情報管理	5
3 人権・倫理に関する目標	5

前文

岐阜県立看護大学（以下「大学」という。）は、岐阜県民の保健・医療・福祉のニーズに対応するためには看護サービスの質の向上が急務であるとして、平成12年に開設され、看護の基礎を修得した人材の供給、大学院教育による看護実践指導者の育成、現職看護職者の生涯学習支援のための路を開いてきた。

公立大学法人岐阜県立看護大学は、これまでの実績を更に発展させ、県民に提供される看護サービスの質の向上に広く貢献できる看護学の研究と有為な人材の育成を図るため、学問の自由を基礎に据えた看護学の高等教育機関として大学を設置し、管理することを目的とする。

前記の目的を達成するため、第3期中期目標期間においては、看護の質の向上に着実に貢献できる人材及びリーダーシップ能力を発揮できる高い専門性を持つ人材を育成するとともに、県内看護職者の生涯学習の中核機関として役割を推進し、地域貢献の更なる充実に努める。

第1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

1 中期目標の期間

この中期目標の期間は、令和4年4月1日から令和10年3月31日までの6年間とする。

2 教育研究上の基本組織

この中期目標を達成するため、教育研究上の基本組織として、看護学部看護学科、大学院看護学研究科、看護研究センター及び図書館を置く。

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

(1) 人材の育成

ア 看護学部看護学科の教育

人間の尊厳と生命を尊重し、ヒューマンケアの基本と技術を身につけ、看護の対象が遭遇する諸問題の解決に看護職として責任をもって取り組み、看護サービスの充実に貢献できる基礎的能力を有する人材を育成する。

イ 大学院看護学研究科の教育

保健・医療機関、福祉施設等の看護の現場における看護実践活動の改善・改革を指導する者として、人々が受けける看護サービスの現状を的確に把握し、その質の向上を図ることができる専門性の高い看護職者を育成する。

特に、博士後期課程では、看護実践研究能力を付与する教育を担うこ

とのできる人材を育成する。

(2) 学生の確保

大学のアドミッションポリシー（入学者受入方針）に基づいた学生を確保するため、入学者選抜方法の改善を図る。

(3) 学生の支援

ア 学修支援

学生の学修に関する相談・指導をきめ細やかに行うための体制の充実を図るとともに、効果的で魅力ある教育を実現するための学修環境の整備を行う。

イ 学生生活支援

学生の健康面、経済面、安全面など学生生活に関する相談・指導を行うための体制の充実を図るとともに、学生生活が快適で豊かなものとなるよう大学施設・設備等の整備を図る。

ウ 就職・キャリア支援

学生の進路や就職に関する相談・指導を行うための体制の充実を図るとともに、看護師など各種資格取得に向けた適切な支援に加え、学生の専門性の向上に資する支援を強化する。

(4) 卒業後・修了後の支援

卒業者が専門職としての質の向上を図ることができるよう、卒業後の支援を行う。

また、修了者が高度専門職業人として活動を推進できるよう支援を行う。

2 研究に関する目標

(1) 研究の方向性

教員は、自己の専門性を深める研究、専門領域に応じた教育方法の開発に関する研究等を個人の責任において主体的・計画的に行う。

さらに、県内の看護サービスの質を向上するための研究に組織として積極的に取り組むとともに、看護実践研究指導の充実を図る。

(2) 研究の水準の向上と成果の公表

研究の水準の向上を図るために、研究成果を適切な方法で公表する。

(3) 研究倫理の遵守

看護学研究の実施に際しては、ヒューマンケアの根幹を成す倫理の尊重が不可欠であることから、研究における倫理基準の遵守を徹底する。

3 地域貢献に関する目標

(1) 県内の看護サービスの質の向上に寄与する人材の供給

大学の使命である県内で提供される看護サービスの質の向上が確実に図られるよう、卒業者や修了者の県内での就業と定着の促進を図り、卒業者の県内就職率60%を目指す。

また、大学院看護学研究科における専門看護師コースの充実を図る。

(2) 看護生涯学習支援の推進

県内の看護職者が抱えている課題等を解決し、看護実践の改善に関する研究等を支援するため、看護職者と大学との共同研究事業及び看護実践研究指導事業等を推進し、その成果を積極的かつ分かりやすく発信する。

また、大学院看護学研究科は、看護職者の生涯学習支援の中核機関としての役割を發揮する。

(3) 看護サービスに関する県内ニーズへの対応

看護実践・看護職者に係る県内ニーズの把握に努め、ニーズに対応するための研究に組織的に取り組む。

(4) 県の看護政策への寄与

県の高等教育機関としての使命を果たすため、大学の有する知的資源や人材を活用して、県の看護政策に寄与する。

4 教育研究組織と実施体制に関する目標

(1) 適正な教育研究組織及び教員配置

教育、研究及び地域貢献活動の一層の充実を目指し、大学・大学院教育の強化を意識した適正な教育研究組織を構成し、教員を適正に配置する。

(2) 教員の資質向上

より質の高い教育研究を実施するため、教員の資質向上に必要な研修を体系的に実施する。

また、若手教員の能力開発を推進する。

(3) 国際的な学術交流の推進

学生及び教員にとって魅力ある教育研究環境づくりのため、海外看護系大学との学術交流を推進する。

(4) 外部諸機関との連携

大学の教育研究活動の充実を図るため、保健・医療・福祉政策の変化を的確に捉えて、県内の地方自治体、保健・医療機関、福祉施設など外部機関と卒業者・修了者との協働体制を強化しつつ、これらとの効果的な連携体制を継続する。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 業務運営体制の改善に関する目標

(1) 業務運営体制の確立

機動的かつ弾力的な運営を行うために、理事長（学長）のリーダーシップが円滑に発揮できる体制を強化し、単科大学にふさわしい業務運営体制の確立に向けた改善・改革に取り組む。

(2) 外部意見の反映

外部からの視点を生かすため、役員や審議会委員に積極的に学外者の登用を図るとともに、看護の現場に勤務する看護職の意見を反映させるなど、開かれた運営を行う。

(3) 業務運営の適正化

内部統制システムを確実に機能させ、業務運営の適正化を確保する。

2 人事の適正化に関する目標

(1) 人材の確保

ア 教員

大学の教育研究の質の維持向上を図るため、柔軟かつ多様な雇用形態や教員の教育研究環境の整備などにより、大学にふさわしい質の高い教員の確保に努める。

イ 事務職員

計画的な採用等により、大学の特性にあった専門性の高い事務職員の確保に努める。

(2) 人材の育成

ア 評価制度の改善

効果的に職員の評価制度を活用し、業務の質の向上を図る。

イ 研修の推進

職員の能力向上のため、職員の研修を推進する。

3 事務の実施体制の充実及び効率化に関する目標

(1) 実施体制の充実・強化

業務内容に応じた適切な事務組織を目指し、事務実施体制の充実・強化を図る。

(2) 事務の効率化

業務の見直しや事務処理の改善に努め、一層の事務の効率化を図る。

第4 財務内容の改善に関する目標

1 財政基盤強化に関する目標

(1) 長期財政計画に基づく経営

長期的な財政計画を策定し、それに基づいた経営を行う。

(2) 自己収入の確保

外部の研究資金など自己収入の確保に向けた取組を強化する。

2 経費の抑制に関する目標

職員のコスト意識の定着を図り、経費削減につながる予算執行に努める。

3 資産の運用管理の改善に関する目標

適正な資金管理を行い、資金の安全かつ効率的・効果的な運用に努める。

第5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況についての自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標

1 自己点検・評価に関する目標

業務の改善・改革につながる自己点検・評価を推進する。

2 情報公開と広報に関する目標

県民に対する説明責任を果たすため、積極的に情報を公開し、大学の透明性を図る。

また、広報の充実に努め、大学の認知度を高める。

第6 その他業務運営に関する重要目標

1 施設・設備の整備、活用等に関する目標

良好な教育研究の環境を確保するため、大学の施設・設備の常時点検を推進するとともに、長期修繕計画により計画的な維持管理を行う。

2 危機管理に関する目標

(1) 健康管理と安全・衛生対策

学生及び職員の健康の確保並びに事故、犯罪、災害等の発生の未然防止に努め、感染症対策など安全・衛生対策に万全を期す。

また、健康を脅かす事案や事故等が発生した場合に迅速に対処できる危機管理体制の改善を図る。

(2) 情報管理

大学が保有する情報の管理体制を強化する。

3 人権・倫理に関する目標

良好な教育研究活動や職場環境の維持を図るため、学生及び職員の倫理観を高め、人権意識の向上に積極的に取り組む。